

お子様が小学校・中学校に入学する保護者の方へ

日田市就学援助（入学準備金）支給のお知らせ

日田市では、お子様が令和7年4月に日田市立の小・中学校に入学予定で下記の要件に該当する方に、入学準備金を支給します。

★対象となる世帯★

日田市に居住している方で、次の①から⑤のいずれかに該当する方

- ① ひとり親家庭などで児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ② 令和5年中の世帯全員の総所得金額等の合計額が、生活保護受給世帯に準じる額以下である世帯
- ③ 令和6年度市県民税（令和5年中所得分）が非課税又は減免の適用を受けている世帯
- ④ 生活保護が廃止又は停止になったが、生活が苦しく諸学費に困っている世帯
- ⑤ 上記①～④にはあたらないが、病気による離職など特別な事情により、家計の収入が著しく減少し諸学費に困っている世帯（今回送付している書類とは別に提出していただく書類があります。個々の事情に合わせて提出書類が異なります。）

【注意】必ず目を通してください！

次の①、②のいずれかに該当する場合は、入学準備金の支給対象にはなりません。

- ① 令和7年3月末日以前に日田市外に転出した場合
- ② 令和7年4月に日田市の小・中学校に入学しない場合

※入学準備金の支給を受けたあとに、上記に該当することとなった場合は、支給した入学準備金を返還していただきます。

所得基準認定モデル（認定基準額の参考例）

（単位：万円）

世帯のモデル		所得額	世帯のモデル		所得額
（両親 30～50 歳代、祖父 80 歳代の例）			（両親 30～50 歳代、祖父 80 歳代の例）		
2人世帯 （借家）	母親、小6年	約258	4人世帯	両親、小6、中2	約277
3人世帯 （借家）	両親、中1年	約284	5人世帯	両親、小5、中3、1歳	約324
3人世帯	両親、中1年	約235	6人世帯	祖父、両親、 小1・5、中3	約365

※認定基準額は、世帯員の年齢により異なる基準額を加算し設定されるため、世帯構成により異なります。また、この計算に控除金額（社会保険料・生命保険料・地震保険料）を含みませんので、控除がある場合は、基準額が高くなります。

※所得のない方を含め、家族全員の方の住民税の申告が必要です。

○提出書類

- (1) 令和6年度就学援助費（入学準備金）支給申請書
- (2) マイナンバー届出書
申請書に記載した中学校卒業以上の世帯員の「マイナンバーカード」のコピー（おもて面・裏面の両方とも）を貼り付けて提出してください。マイナンバーカードを作成していない場合の提出書類は、別添のマイナンバー届出書（例）を参照してください。
※以前に就学援助費認定事務・医療費支給に関する事務でマイナンバーを届け出たことがある方については、マイナンバー届出書は提出不要です。
- (3) 通帳のコピー
通帳の表紙の裏面等（銀行名、取引店、口座番号、口座種別、口座名義人が記載された部分）をコピーし、同封してください。

○申請方法

- (1) 郵送：申請書にご記入の上、同封の返信用封筒に必要書類を入れ、投函してください。
- (2) オンライン：右下の二次元コードもしくは以下アドレスによりアクセスして申請ください。
<https://logoform.jp/form/GrYS/850211>
※オンラインではマイナンバーの提出ができませんので、オンライン申請後にマイナンバー・本人確認書類を郵送いただく必要があります。



※以前に就学援助費認定事務・医療費支給に関する事務でマイナンバーを届け出たことがある方は、マイナンバー等の提出は不要です。

○受付期間

1次締切：令和7年1月31日（金）
最終締切：令和7年4月30日（水）必着
※受付日によっては支給が遅くなる場合があります。



○支給額（お子様お一人につき）

小学校入学予定のお子様	57,060 円
中学校入学予定（小学校6年生）のお子様	63,000 円

○支給時期

令和7年2月下旬以降

※ 学用品費などに対する就学援助費は別途申請が必要となります。

詳細は、後日入学予定の学校で開催される新入学説明会などでお知らせします。

ご不明な点などがありましたら、

日田市役所 学校教育課 学務係（TEL：0973-22-8221直通）にお問い合わせください。